

汚染牧草の一時保管事例⑤ ～岩手県E市～

工場跡地施設等を利用した集中一時保管

①施設における汚染牧草の保有状況

保管農家数	保管量	汚染濃度
163戸	1,500トン	8,000Bq/kg以下

②一時保管の概要

実施主体

- ・岩手県の補助事業を活用。E市が実施主体。施設はE市が建設し、搬入は生産者が行う。

実施期間

- ・平成25年4月から搬入を開始
平成25年6月末に搬入完了

場所

- ・市内3地域（東部・中部・西部）に各1ヶ所

実施方法

- ・東部・西部地域では軽量鉄骨造倉庫テントを各3棟新設、中部では工場跡倉庫を借用して、ロール等を搬入する。

費用

- ・99百万円
（東部・西部地域の建設費、中部地域の24年度倉庫賃借料及びペントナイトシート代）

③保管方法の検討

E市では、平成24年11月より牧草の焼却処理（一般ごみとの混焼）を実施しているが、農家の代替牧草の置き場確保等のため、早期に収集し保管する必要があること、また、処理完了には複数年を要する見込であることから、長期保管に耐える集中保管の実施を検討。

＜ポイント＞

①長期保管対策

長期展張用テント（軽量鉄骨造）や既存の工場倉庫を活用。

②住民理解の醸成

地域住民の合意を得るため、説明会を開催。

③管理の徹底

外部に浸出水等が漏水しないよう、アスカーブ設置及びペントナイトシート敷設を実施。



④保管施設



東部地区
(倉庫テント)



西部地区
(倉庫テント)



中部地区
(既存倉庫)

